

労働基準行政採用案内

(国家公務員Ⅱ種)



厚生労働省
労働基準局

はじめに

厚生労働省は、「ひと、暮らし、みらいのために」をキャッチフレーズに、国民ひとりひとりが生涯を通じて充実した人生を送るため、雇用、労働、子育て、医療、年金、介護など、国民生活に密接した様々な課題に取り組んでいます。

その中で、労働基準局は、賃金や労働時間など最も基本的な労働条件の確保・改善、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、最低賃金制度の運営、働く人の安全と健康の確保、迅速で的確な労災補償など、働く人を守り、そして、働く人ひとりひとりが真にゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するための政策を担っています。

労働基準局では、国家公務員Ⅱ種試験に合格した方に、労働基準行政の各分野のうち、主として労災補償関係業務を担っていただき、将来にわたり本省で勤務する（都道府県労働局幹部を含む）職員として育成することとしています。

採用後は、労働基準局において労災補償関係業務をはじめとする労働基準行政関係業務に従事し、厚生労働省内の他の部署や他省庁の業務にも従事しつつ、幅広い視野及び業務経験を身につけ、将来的には、本省や都道府県労働局の幹部として登用されることを期待しています。

このパンフレットでは、働く人のために労働基準局がどのような業務を行っているのか、そして、Ⅱ種試験合格者から採用した職員がどのような部署で、日々どのような仕事を行っているのかを紹介していきます。

採用にあたってのメッセージ



労働基準局長 金子 順一

人はその人生の多くの時間を働くことに費やします。生活の糧を得るため仕方なく働くという面もありますが、多くの人は、生き甲斐を求め、また将来の夢に向かって職業人生を歩むことになります。

しかし、長い職業人生には様々な困難、リスクが待ち受けています。とりわけ会社に雇われて働く場合には、働き手は会社との関係でどうしても弱い立場になります。会社との間で対等の立場で労働条件が決められるように働く人をサポートしたり、人間らしい生活を送ることができるよう最低限の労働条件を確保していくことがどうしても必要になります。

労働基準局は、こうした任務を果たすため、全国に設置された都道府県労働局、労働基準監督署のネットワークの下、解雇、賃金不払等の事案に適切に対応するとともに、労働災害の防止や迅速・的確な労災補償、最低賃金額の引上げなどに努めています。

また、東日本大震災による被災者の生活支援や災害復旧、福島第一原子力発電所の事故への対応、特に福島第一原発で復旧作業に従事する従業員の健康管理対策など、労働基準行政の迅速な対応が求められています。

依然として厳しい雇用失業情勢の下で、雇用や働き方をめぐる不安がかつてないほど高まりをみせる中、職員一同、全力で労働基準行政に取り組んでいます。

「働く人が安心して快適に働くことができる環境を整備すること」を使命とする労働基準行政に、熱意あふれる皆さんと一緒に携われることを楽しみにしています。

労働基準局のしごと

厚生労働省

大臣官房

医政局

健康局

医薬食品局

労働基準局

・安全衛生部

・労災補償部

職業安定局

職業能力開発局

雇用均等・児童家庭局

社会・援護局

老健局

保険局

年金局

政策統括官

【総務課】

労働基準行政に関する総合的な企画及び調整を行っており、局内人事、法規、予算、広報、組織に係る総括を行っています。

また、労働保険審査会に関する事務も行っています。

【労働条件政策課】

仕事と生活の調和のとれた働き方ができる環境整備、最低賃金や賃金・退職金制度の改善の推進などを行っています。

【監督課】

労働基準監督官制度により、労働基準法などの法律で定められている労働条件の履行確保を図るための企画・立案を行っています。

また、賃金について、その支払いを確保するための対策なども進めています。

【勤労者生活課】

勤労者の生活の向上を図るため、勤労者財産形成促進制度の運営や中小企業退職金共済制度に関する業務などを行っています。

安全衛生部

【計画課】

社会経済の変化に対応し、労働者の安全と健康を確保するための「労働災害防止計画」を策定したり、安全衛生部の事務に関する総合調整などを行っています。

【安全課】

労働災害を防止するための労働災害発生状況の把握、分析を行うとともに、製造業、建設業などの安全対策や労使により自主的な安全衛生活動の促進を図るための取組みなどを行っています。

【労働衛生課】

職場におけるメンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策の推進など、労働者の健康の保持増進、じん肺などの職業性疾病予防などの取組みを行っています。

【化学物質対策課】

化学物質や石綿(アスベスト)による労働者の健康被害の防止対策などの取組みを行っています。

労災補償部

【労災管理課】

労災補償部の事務に関する総合調整、労働保険特別会計労災勘定の予算・決算及び経理に関する事務、労災保険率の改定などに関する業務を行っています。

【労働保険徴収課】

労働保険(労災保険及び雇用保険)の適用徴収業務を行っています。徴収された労働保険料は、労災保険給付をはじめ、被災労働者の早期職場復帰をはかる事業や職業安定局で行っている雇用安定事業などに使用されています。

【補償課】

労災保険法に基づく保険給付や職業性疾病に起因する業務災害の認定、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族給付金の支給に関する業務などを行っています。

【労災保険業務課】

労災保険法に基づく年金などの保険給付や労災保険の支払い事務のシステム開発に関する業務などを行っています。

働く人と労働基準行政のかかわり

《ワーク・ライフ・バランスの実現》

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家庭、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向け、労働時間などの見直しを推進しています。

《労災保険による給付》

仕事中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族の方に対して、労災保険による迅速・適正な保険給付などを行う必要があります。

近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因で精神障害になった、あるいは自殺したとして労災請求されるケースが増えています。精神障害は、仕事の原因であるか否かの判断が難しいことから、専門家による検討会を開催し、労災認定について必要な見直しを行っています。

《職場におけるメンタルヘルス対策》

経済・社会構造が変化する中で、仕事や職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は約6割に達しています。

このような状況から、職場において、より積極的に心の健康の保持・増進を図ることが、重要な課題となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みを推進しています。

《最低賃金》

労働の対価となる賃金。適切に支払わなければならないのはもちろんのこと、金額についても、最低限のラインを守らなければなりません。

国は、最低賃金法に基づき、賃金の最低限度を定めています。使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者の合意により定めたとしても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。

《労働条件の確保》

賃金や労働時間など労働条件に関する最低基準は、労働基準法などの法律で定められています。

法律で定められた労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督官により、事業場に対して監督指導を行ったり、事業主が重大かつ悪質な法律違反を犯した場合には、司法処分を行ったりしています。

《職場における受動喫煙防止対策》

受動喫煙を取り巻く環境は変化していき、職場における受動喫煙に対する労働者の意識も高まりつつあるところです。

そのような中、「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」を開催し、その報告書がとりまとめられました。

その内容などを踏まえ、受動喫煙防止措置の責務のあり方や具体的措置、事業者に対する支援などを中心に、職場における受動喫煙防止対策の抜本的強化に向け、作業を進めています。

先輩からのメッセージ



青森労働局総務部
総務部長
小保内 宏
(平成元年度採用)

今年の4月から青森に赴任しました。3月に東日本大震災が発生し、津波を受けた八戸地区のみならず、サプライチェーンの寸断により県内にいろいろな影響が出ています。事業存続のために規模縮小による解雇を考える事業主、解雇された労働者、雇用保険を受給される方々が相談、申請等の手続きに大勢来られています。

労働局は、監督署やハローワークとともに労働者の労働条件確保、労働災害の防止、労災保険の給付、仕事を求める方への職業紹介、雇用保険の給付、事業主への支援業務など様々な仕事をしています。

労働局が頼りにされるのは、働いている方、働こうとする方が困っている時です。こうした方々に必要な行政サービスがスムーズに提供されるよう総合調整することが総務部の業務です。もちろん職員、行政機能の維持・向上のための仕事もあり、黒子であり、要でもあります。

こうした仕事をその地域の特色も踏まえてどう進めていくかを方言も混じりながら議論します。

仕事ですから厳しいこともあります。日本各地でいろいろな人との出会い、交流のできる仕事です。



滋賀労働局労働基準部
労災補償課長
兼坂 匠
(平成7年度採用)

琵琶湖はでっかいです。

私は、現在、初めて降り立った近江の地で、本年4月より滋賀労働局労災補償課長として、自身初の都道府県労働局勤務に奮闘中です。

都道府県労働局労災補償課長は、労災保険の認定、給付、また被災された労働者の方の円滑な社会復帰の手助けなどを実際に行う、まさにその「現場」の「とりまとめ役」です。

これまで行ってきた本省での仕事とはまた異なり、「働く人」により近い場所で「働く人」のために働いていることを実感しつつ、「現場」の息づかいを感じながら、「とりまとめ役」としてマネジメントという職務を果たすことに、私は今大いにやりがいを感じています。

皆さんも労働基準局に入省すると、本省のいろいろな部署でのキャリアアップの後、都道府県労働局課長として都道府県労働局に勤務することになりますので、その日を楽しみにして下されいね。

思い起こせば、私も労働基準局に入省して15年以上働いてきましたが、先輩、同僚そして後輩、素敵な方達に囲まれ、様々な仕事を経験し、とても充実した毎日でした。

仕事ですから、楽しいことばかりではなく、つらい時もあります。そのような時は、「働く人が安心して働くことができる」ために働けることを意気にかけて、職場の仲間達と助け合いながら頑張っています。

希望と熱意溢れる皆さんと一緒に働く日を心待ちにしていますよ。



労働基準局勤労者生活課
管理係長
森川 由紀
(平成8年度採用)

入省以来、不当労働行為の救済、賃金統計調査、労働者の長期休暇取得促進、過労死・メンタルヘルス対策、労災認定の不服審査などに関する業務に携わってきました。異動するたびに新しい業務にチャレンジするのは時に大変ですが、その分常に新鮮な気持ちで働くことができ、また、過去の業務経験はその先の仕事に活かされてきたと感じています。それは、これら一見バラバラな業務が、全て「安心して働ける環境づくり」に繋がっているからでしょう。

そして現在、私は課内の庶務などを担当しています。入省から10年以上経つにもかかわらず、自分の働く職場がどのように運営されているのか、意外なほど知らなかったことに気づき、労働者としての自分達を以前よりも意識するようになりました。この感覚も必ず、今後も労働基準行政に携わるうえで糧になってくれると感じています。

一労働者として改めて労働基準局を見ますと、お世辞にも楽な仕事とは言えません。働くこと自体の厳しさもありますが、それ以上に、自分たちが携わる仕事の重みを感じるが故だと思います。みなさんのご家族や友人など、周りに働いている方がきつといらつしやるでしょう。その人たちが、人生のうちの長い時間を過ごすだろう職場で、より安心でより快適に働ければ、ひいてはその人たちのより良い人生に繋がります。楽じゃない分やりがいがある、それが労働基準局の仕事だと思っています。

これから社会に出ようとしている皆さん、働く人たちのために、あなたの力を存分に発揮してみませんか。



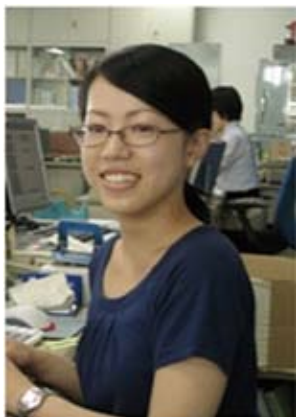
大臣官房地方課施設係長
富樫 明
(平成14年度採用)

私が配属されている大臣官房地方課施設係は、都道府県労働局の庁舎等の維持管理や営繕に関すること、また、都道府県労働局の国有財産の管理に関することに携わっています。

具体的な仕事としては、庁舎の新営や移転する際に関係各局との調整を行うこと、また、それに関わる予算を要求する業務、国有財産(都道府県労働局の施設(宿舍等))の処分に係る関係機関との調整等を行っております。主に、都道府県労働局の施設を担当する係の方と調整を行うことが多く、また、ハローワークの修繕等も行いますので、皆様が想像する労働基準行政の仕事とはちょっと異なるかもしれません。

労働基準行政と一口にいっても、労災補償関係業務から労働時間や賃金、働く人の安全に関する業務など幅広い業務を行っています。労働基準局に採用された際には、私のように労働基準行政そのものからは少し離れた職場に就くこともあります。それぞれに働きがいがあり、大変重要な業務であることに間違いはありません。

このパンフレットを見ている皆さんにお伝えしたいことは、社会人になると、1日の中で仕事に占める割合は高くなります。関係機関との調整や対応に苦慮する業務等多々でてくるとは思いますが、仕事を通じて自分を磨くにはうってつけの職場だと思います。不安も多いと思いますが、この職場には暖かく熱意あふれる諸先輩方がたくさんいますのでご安心ください。皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。



労働基準局労災補償部
労災保険業務課年金業務係
小瀬良 幸乃
(平成20年度採用)

私がこの4月より配属された労災保険業務課年金業務係では、主に労災年金の支払に関する業務を行っており、私は、労災年金の支払事故の処理を担当しています。

これは、受給者の方の口座が解約されていたり申告された振込先の口座番号が誤っていたりして、受給者の方の口座に労災年金が振り込まれないことをいい、2ヶ月に一度の支払期ごとに約300件もの事案があります。

日本全国で約22万人いる労災年金受給者の数からすると決して大きい割合とは言えませんが、労災年金の支払が出来ないことは受給者の方の生活に直接影響が及ぶため、事案が生じた場合には、早急に全国の労働基準監督署の担当者との連絡をとり、事案の原因を見つけ、1件1件解消していく非常に重要な業務です。

また、労災年金受給者の方や労働基準監督署の担当者から問合せや照会も連日多く寄せられます。この時、私自身の回答が厚生労働省としての回答となるため、難しい事案の場合には回答に悩むこともありますが、過去の事例や法律を調べたり、上司や同僚に相談して対応しています。どちらの業務も責任を伴う非常に大変な仕事ですが、向上心と使命感をもって業務に励んでいます。

労働基準行政は自分で行ったことが現場で働く労働者やその関係者の方の仕事や生活を支えているということを実感できる非常にやりがいのある職場です。今、懸命に就職活動に励んでいる皆さんの熱意を、労働基準行政に注いでいただけることを願っています。

平成23年度採用者からのメッセージ



労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室
職業病認定業務第二係
廣田 圭揮

私が配属された職業病認定業務第二係は、業務が原因となって発病した疾病について、労災保険給付の対象となるか否かの判断を適切に実施するため、例えば、石綿(アスベスト)を原因とする疾病か否かを判断するための基準を策定したり、基準の見直しを行うなどの業務を行っています。その中で私は過去に石綿ばく露作業による労災認定を行った事業場の公表のための資料を作成したり、労働基準監督署では業務上外の判断が難しい事案について専門家による検討を行うため、専門検討会の開催や資料の作成等の業務を担当しております。特に専門検討会については、月1回ペースで定期的に開催しており、私も入省してすぐこの検討会の準備に携わることになりました。

このように私が配属された部署の仕事は多岐に渡りますが、この職場では業務で分からないことは先輩が丁寧に教えてくださいます。また行政事務に関する研修なども充実しており、仕事をしながらスキルの向上を図ることができます。学生時代には、どのように仕事に取り組んでいけばいいのかといった仕事に対する漠然とした不安を感じていましたが、現在の職場ではそのような不安は全く感じません。

私は大学で労働法のゼミに所属しており、もともと労働問題に関心がありました。そのため、あまり悩むことなく現在所属している部署である労働基準局への官庁訪問を行いました。このパンフレットを読んでいる皆さんは、将来の進路について、色々な思いを持っている方も多いと思います。その中で、労働基準行政に日ごろから興味がある方がいらっしゃったら、ぜひとも業務説明会や官庁訪問にいらしてください。そしてこのパンフレットを読んで少しでも労働基準行政に興味を持たれた方、いまからでも遅くありません、労働基準局についてもっと調べてみてください。そして、業務説明会や官庁訪問でお会いしましょう。お待ちしております。



労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室
審査係
太田 祥雄

私が配属になった労災保険審理室審査係では主に、労災保険法に基づく保険給付に関する決定に不服がある場合に行われる審査請求関係の事務を行っています。

その中で私は、都道府県労働局に配置されている労働保険審査官が、審査請求に係る取り消しや棄却などの決定を行った事案について、その概要をホームページに掲載する作業や、各労働局からの審査請求に関する事務処理についての問い合わせの対応等を行っています。

入省するまでは、労災保険と言われてもなかなかぴんとこなかった私ですが、社会的な関心の高い精神障害やいわゆる過労死等に係る審査請求事案を取り扱っていくうちに、徐々に労災保険制度についての理解が深まるとともに、保険給付の決定に関わる審査請求事務という重要な仕事に携わることの責任の重さを実感しております。まだまだ分からないことも多く、ワードやエクセルなどのパソコンの使用についても不慣れな自分にとっては不安な面も多々あったのですが、わからない点は先輩方が丁寧に教えてくださったり、様々な研修を受講することにより、徐々にではありますが、しっかり仕事に取り組むことができるようになりました。

最後になりますが、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、みなさんにおかれてもいろいろとご苦労をされたり、将来の進路についてお悩みになられたりしていることが多いのだと思います。しかしながら、このようなときこそ様々な可能性を排除せず、将来自分が就く仕事について今一度よく考えてみてはいかがでしょうか。その中で少しでも労働基準行政に興味がありましたら、是非業務説明会や官庁訪問にお越しください。みなさんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

職員の日

黒川 真太郎(平成17年度採用) 労働基準局労働条件政策課企画係



はじめに

現在配属されている労働基準局労働条件政策課は、平成22年8月に設置された新しい組織であり、労働契約や労働時間、最低賃金などをはじめとする労働条件施策について、その今後のあり方についての検討などを行っています。

私の所属する企画係は、この労働条件政策課に対して厚生労働省の内外から寄せられる依頼事項をその内容に応じて担当する係に依頼し、課内の意見としてとりまとめた上で課外に回答することをその役割としています。

今回は、私の日常業務の内容を一部紹介いたします。

9:00 おはようございます 今日1日頑張ります！

新聞記事の確認

出勤直後に、新聞各紙でどのような報道がなされているのかを確認し、労働条件政策課に関係する記事が掲載されている場合には、その情報を課内で共有します。

また、社会的に重要な記事が掲載されている場合には、記事の内容について解説した資料を作成し、労働基準局内で、情報共有を行います。



10:00

電子メールの確認

労働基準局のとりまとめ課である総務課より、毎日100件以上のメールが送信されてきます。メールの内容を確認し、その内容が労働条件政策課に関係する案件であるか、関係する場合にはどの係が担当であるかを判断した上で、適切な処理を行います。

12:00 お昼休み 今日は同僚と銀座でお昼です。さあ、午後も頑張ります！

13:00

労働条件分科会の開催準備

現在、非正規労働者の増加による種々の問題が取り上げられています。労働条件政策課では、有期契約労働者の労働契約のあり方について検討する場である「労働政策審議会労働条件分科会」の事務局として、会議開催に向けた準備作業を行っています。



15:00

各種白書の執筆

厚生労働省をはじめとする各省庁では、その施策の実施状況や今後の取組予定を白書として国民に公表していますが、労働条件政策課では、労働時間の現状や年次有給休暇の取得状況、最低賃金制度などに関する記載を各省庁からの依頼に応じて行っています。

17:00

国会対応

国会会期中は、近日中に質問を予定している国会議員から、関心を持つ事項についての資料の提供やその内容について説明を行うよう依頼がなされます。

依頼を受けた際に、その内容を確認した上で課内担当係に対応を求めることも企画係の役割です。

20:00 おつかれさまでした 今日の仕事も一段落。そろそろ帰ります。



おわりに

本省で働く上では、自分に必要な知識を進んで身につけることは当然のことながら、与えられた業務に対して、上司や同僚と協力しつつ仕事を進めることが必要であると実感しています。

労働基準局の仕事は、すべての働く人を対象として、その適正な労働条件を確保しつつその向上に努めることを目的としています。

この目的を共有して、共に仕事を行えるみなさんに出会える日を楽しみにしています。

Q&A

Q1 給与について教えてください

(1) 基本給（初任給）

職歴等に応じ、行政職（一）1級25号俸（172,200円）以上に格付けられます。

(2) 諸手当

扶養手当（配偶者：13,000円、配偶者以外：6,500円）

通勤手当（限度額55,000円）

住居手当（最高27,000円）

その他（期末手当、勤勉手当、地域手当、本府省業務調整手当など）

Q2 休暇について教えてください

いわゆる有給休暇については、4月に入省した場合、4月～12月までの間に15日間取得可能です（使用しなかった分は、翌年に繰り越されます）。

翌年からは、毎年1月に20日間の有給休暇が付与され、前年に使用しなかった繰り越し分を含め、最大40日間の休暇を取得することができます。

その他、特別休暇として、夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇、産前産後休暇などがあります。

Q3 主な配属先について教えてください

初任の配属先は労働基準局内の各課を予定しています。

その後は、人事異動により、労働基準局各部課を中心として、大臣官房、政策統括官などの部署に配属されます。

Q4 人事異動について教えてください

原則として、本省内部部局を中心におよそ2年程度で配置換えを行い、他省庁などへの出向も行いながら、キャリアアップを図ります。

また、都道府県労働局課長として都道府県労働局に勤務していただくこととなり、将来的に優秀な方は、本省や都道府県労働局の幹部としての道も拓けます。

Q5 研修について教えてください

入省時に、国家公務員としての心構えや厚生労働行政の基本的な知識を習得するため、基礎研修（約2週間）が行われます。

また、入省後5年目くらいの時期に、第一線の労働基準監督署に出向して、実際の労災補償の認定業務など実務を習得する実務研修（1年間）を実施しています。

その他にも、人事院等他省庁が実施する研修へ参加することもあります。

Q6 福利厚生について教えてください

厚生労働省共済組合制度により、医療費補助や財形持家融資事業などの福利厚生があります。

Q7 育児休業の取得状況について教えてください

育児休業については、出産後すべての女性職員が取得しています。また、職場復帰後には、早出遅出勤務や育児時間などの制度を利用することができます。

なお、男性職員についても育児休業を取得した実績があります。

Q8 宿舎について教えてください

宿舎を希望される方については、入居することも可能です。

その他、分からないことがあれば遠慮なくお問い合わせください。

【問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局書記室

03-5253-1111（内線5404）

【所在地】

厚生労働省労働基準局

100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館 15階・16階

ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>



